

# 六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の要旨

## 1. 修正の概要

六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「村計画」という。）は、平成5年に策定して以降、国の防災体制の枠組みの変更、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県計画」という。）の修正等に合わせ修正を実施。

令和4年3月16日、前回村計画修正（平成31年2月）後、国の防災基本計画修正や原子力災害対策指針改正の反映、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の考え方（令和2年6月 内閣府）、令和3年3月に修正された県計画の内容等を踏まえ、村計画を修正した。

## 2. 主な修正項目

### （1）防災基本計画修正の反映（平成30年6月、令和元年5月、令和2年5月）

- ① 自然災害との複合災害発生時の避難、屋内退避等の防護措置の考え方を反映し、人命の安全を第一として防護措置を実施。【第3章第4節2. 自然災害との複合災害が発生した場合】
- ② 「避難行動要支援者名簿」及び避難行動要支援者毎の「個別避難計画」の作成について明記。また、発災時には避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等を行うことを明記。

【第3章第4節3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備 第3章第4節7. 要配慮者への配慮】

- ③ その他防災基本計画の標記の反映

# 六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の要旨

## 2. 主な修正項目

### （2）原子力災害対策指針改正の反映（平成30年7月、令和元年7月）

- ① 安定ヨウ素剤の配布について、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。【第2章第11節4. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備】など
- ② 安定ヨウ素剤の保管場所として、従来の庁舎、学校等に加え、薬局を活用する。  
【第2章第11節4. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備】

### （3）新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の考え方の反映（令和2年6月）

- ① 感染症流行下に原子力災害が発生した場合の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施について記載。  
【第3章第4節1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施】

# 六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の要旨

## 2. 主な修正項目

### （4）その他の修正

- ① 村現地連絡本部の体制について、各機能班員については国への派遣要員であるため現地連絡本部から除外し、現地連絡本部員のみ配置。

【第3章第3節5. 対策拠点の体制等】

- ② 県計画の修正を踏まえ、対策拠点施設からの情報伝達ルートを修正。

【第3章第2節1. 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡】

- ③ 臨時ヘリポート候補施設等との平時からの連携等を追記。

【第2章第10節2. 緊急輸送路の確保体制等の整備】

- ④ 指定管理制度導入及び施設の廃止に伴う組織体制の見直し（泊保育所、平沼保育所）。

【第3章第3節4. 非常態勢3号】

- ⑤ その他記載の適正化等